◇◇ 公益社団法人 一宮法人会 主催 ◇◇

緊急開催

給与支払事務担当者のための

「定額減税研修会」のご案内

定額減税は、給与賞与の源泉徴収税額からの減税です。源泉徴収義務者(給与支払事務担当者)自身が従業員等の定額減税に係る源泉徴収事務を行う必要があります。

令和５年１２月２２日に閣議決定された「令和６年度税制改正の大綱」において、令和６年分の所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）を実施することとなりました。今後、法案成立の場合には**令和６年６月以降支給される給与賞与の源泉徴収税額からの控除が必要**となります。

そのため、源泉徴収義務者（給与支払事務担当者）が速やかに準備できるよう、制度の概要及び実施方法等について、一宮税務署 法人課税第五部門 源泉所得税担当官を講師にお招きしまして研修会を開催いたします。

ご参加の方は**各開催日の１週間前までに**下記申込書をFAXにてご送付くださいますようお願いいたします。

詳細はこちらより
ご確認ください
＜国税庁 定額減税特設サイト＞

参 加 申 込 書

（公社）一宮法人会　FAX　0586-73-5665

開 催 日	**４月17日(水)**	**４月23日(火)**	**４月24日(水)**	
開催時間	１４：００ ～ １５：００		13:30～14:30	15:00～16:00
開催会場	**一宮地場産業ファッションデザインセンター**（FDC） ４階　視聴覚室	**名古屋文理大学文化フォーラム**(稲沢市民会館) 小ホール	**尾張一宮駅前ビル** （ｉ-ビル） ２階　大会議室	
定　員	９０名	１６０名	１００名	１００名
参加人数	名	名	名	名

※ 定員に達した場合は、FAX受領後速やかにご連絡をさせていただきます。

※ 尾張一宮駅前ビル（i－ビル）には有料駐車場しかありませんので、駐車料金は各自ご負担でお願いいたします。

法 人 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿